

地方公営企業会計制度等の見直しについて（報告）

1 資本制度の見直し（地方公営企業法等の一部改正。平成 24 年 4 月 1 日施行）

	改正項目	水道局の対応
1	法定積立金（減債積立金、利益積立金）の積立義務を廃止。	平成 16 年度決算以降、当年度純利益相当額を減債積立金に積立処分することとしており、今後も同様の対応を予定。
2	条例の定めるところにより、または議会の議決を経て、利益及び資本剰余金を処分できることとする。	利益の処分及び固定資産の除却に伴う資本剰余金の処分について議会の議決を経ることとした。
3	経営判断により、資本金の額を減少させることができることとする。	経営状況から判断して、資本金の額を減少させて対応する予定なし。

2 地方公営企業会計基準の見直し（地方公営企業法施行令等の一部改正。平成 26 年度予算及び決算から適用）

	改正項目	改正の主な内容
1	借入資本金	企業債を負債に計上
2	補助金等により取得した固定資産の償却制度等	「みなし償却制度」を廃止
3	引当金	退職給付引当金の計上を義務化
4	繰延資産	新たな繰延勘定への計上を認めない
5	たな卸資産の価額	低価法を義務付け
6	減損会計	減損会計を導入
7	リース取引に係る会計基準	リース会計を導入
8	セグメント情報の開示	セグメント情報の開示を導入
9	キャッシュ・フロー計算書	キャッシュ・フロー計算書の作成を義務付け
10	勘定科目等の見直し	
11	組入資本金制度の廃止（資本制度の見直しの積み残し）	組入資本金制度を廃止